

危険ごみの品目と排出方法

危険ごみは、スプレー缶やライターなど可燃性のガスが含まれるものやリチウムイオン電池などの小型充電式電池、充電式電池を取り外せない最大辺が30センチメートル未満の小型家電が対象となります。

危険ごみは、4週に1回収集します。排出する場合は、透明・半透明の袋、かごなどの容器に入れて排出、またはリサイクル協力店にお持ちください。

スプレー缶・ライター

中身を使い切ってください。使い切れない場合は、「中身あり」と表示してください。また、中身を空にするためにスプレー缶などには穴を開けないでください。



▲スプレー缶・ライター

残っている場合は



▲「中身あり」と表示してください

排出する場合は



小型充電式電池・充電式電池を取り外せない小型家電

小型充電式電池は、ビニールテープなどで絶縁してください。また、充電式電池を取り外した小型家電は燃やさないごみとして排出してください。充電式電池を取り外せない小型家電は絶縁の必要はありません。



▲充電式電池を取り外せない小型家電

排出する場合は



▲透明・半透明の袋、かごなどの容器に入れて排出してください

排出する場合は



▲小型充電式電池

小型充電式電池は



▲絶縁してください

または



▲リサイクル協力店へ



品目ごとに
正しく分別
しよう！